

も認め実行の意志を明言した、其處で我等は右各項の実施期を明かにし、貴
ふ事である、勿論我々と云ふも、當向の誠意だけでは腹は膨れぬもう一歩進ん
で其の期限を我等に約束して貰ふことだ、以上の我等の要求に即して聊かでも
無理な處は有つたならば直ちに何人でも指摘された、我等は徹底的にお話申す
であらう、東京市當局及市會議員諸君のみならず一般市民諸君の前にも充分
な自信を以て茲に明言する、

労働者の待遇上に於て最も全心的範を示す可き東京に於てこれだけも
実行して何等の誇りと云ふ可きものでない何故ならば常軌的不見解
からして國家の法規上の事であるし、実行出来てないではないか、況や大阪及京
都と比較して猶多くの劣等不点を見出すからである。

大正十五年八月十二日

東京市従業員組合